

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「バイオから宇宙まで幅広い分野で新しい価値を創造し、人と社会に貢献する」という経営理念のもと、安定的かつ持続的な成長と発展を実現するとともに、社会の一員として、コンプライアンスはもとより、自然環境保護や健康、安全の確保などの企業の社会的責任を果たすことにより、あらゆるステークホルダーの皆様にとって、存在価値のある企業であり続けることを目指しております。

また、当社は経営環境の変化と企業間競争の激化に的確に対応するため、経営判断の迅速化を図るとともに、透明性の確保、アカウントビリティ向上の観点から、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な課題と認識し、その実効性の確保に努めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(対象コード)

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しておりますが、プライム市場向けの内容のうち、【補充原則3-1】のTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の部分については、2022年4月以降に提出する報告書に記載いたします。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(政策保有株式に関する方針)

当社は、円滑な事業運営、取引関係の維持・強化を通じて、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、保有に伴うリスクや資本コスト等を総合的に判断し、合理性があると認める場合に限り、株式を政策的に保有します。保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については縮減するとの基本方針のもと、毎年、取締役会で個別に精査し、保有継続の可否を見直します。見直しの結果、2020年度は一部の政策保有株式を売却し、縮減を図っております。

(政策保有株式に係る議決権の行使に関する基準)

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、当社の利益に資することを前提として、投資先企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものであるか、株主価値を毀損するものではないか等を個別議案毎に総合的に検討した上で議決権を行使します。株主総会に提出された議案を確認し、以下に示す議案に対しては、個別に精査した上で最終的な賛否判断を行います。

- (1) 企業のコーポレートガバナンス機能確保の観点から問題があると判断される議案
- (2) 株主価値を毀損する可能性があると判断される議案
- (3) 配当性向が、十分な説明がなく継続的に低いと判断される議案や、あまりに高く財務の健全性に悪影響を与えうる議案

【補充原則1-4】

(政策保有株主からの当社株式売却等の意向への対応)

- (1) 当社は、当社株式を保有する政策保有株主から当社株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆するなどにより売却を妨げません。
- (2) 当社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行いません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と取締役との間の競業取引および自己取引については、「取締役会規則」において取締役会の承認事項としております。現在、当社には親会社および当社株式の10%以上を保有する主要株主は存在しないため、それらの株主と取引を行う際の承認手続きは定めておりません。

【原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、変化し多様化する市場のニーズに真摯に向き合い、新たな領域に挑戦を続け、「バイオから宇宙まで」の広範な事業を支え、さらに拡大してゆくために、多様な人材の個性や価値観を尊重した採用活動を展開しています。

企業の主体は「人」であり、得意分野や専門性の異なる多様な人材が協働し、刺激しあい、また、お互いを高めあうことを大切にしています。このため、多様性から生まれる活力が事業の発展を支えるとの認識の下、中核人材の登用に当たっては新卒・中途採用、性別、国籍にこだわらず、多様性を推進しています。

(ダイバーシティの考え方)

当社グループは、経営理念である「意欲ある挑戦を支援し、働き甲斐と豊かな人生の実現に努めます。」を実現するため、国籍、性別、人種、障害等の多様な属性を受容・尊重しています。雇用、処遇、昇進などの全ての局面において、能力と意欲ある従業員が適正に評価され、活躍しやすい組織作りを目指し、取り組んでいます。

(ダイバーシティの推進)

当社グループは、新卒・中途や国籍を問わず優秀な人材の確保が重要であると認識し、強化や高度化を図りたい分野においては、当該分野での知識や経験を有するキャリア人材や国際人材の確保に積極的に取り組んでおり、海外関係会社においては、現地従業員の採用および幹部登用を行うなど、引き続き外国人採用等を進めています。

また、当社では、女性の採用を積極的に進めるとともに、女性が活躍できる職場環境の充実に努めています。具体的には、2016年度から新卒女性総合職の採用比率目標を30%以上に設定し、各年度において目標を達成しています。

上記のダイバーシティ推進のため、各種の育児・介護支援制度による短時間勤務等の働き方、雇用形態や勤務場所等の働く条件の多様性の実現に努め、また、新入社員および新任管理者に対する女性活躍推進研修の実施のほか従業員一人ひとりの職種や個性に応じた能力開発( )の効果的な実施など、多面的に社内環境整備を推進しています。

( )詳細は【補充原則3-1】記載の「(1)人的資本への投資」能力開発システムの項をご参照ください

#### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の規約型確定給付企業年金は、人事・総務部長を委員長とする資産運用委員会を設置し、年金資産の運用に関する基本方針を定めております。また、社内担当部署が、運用機関である信託銀行および生命保険会社から定期的に情報を入力し、運用状況をモニタリングするとともに、必要に応じて資産構成割合の見直しを行っております。なお、委託先の運用機関はすべて日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明しており、議決権行使は運用機関に一任しております。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

【経営理念】

私たち日油グループは、バイオから宇宙まで幅広い分野で新しい価値を創造し、人と社会に貢献します。

1. カスタマーニーズに応え、最高の品質とサービスをグローバルに提供します。
2. 総合力を発揮し、未来を拓く先端技術と優れた商品を開発します。
3. 環境との調和に努め、製品と事業活動における安全を確保します。
4. 適切な利益水準を維持し、支える人々に公正な還元で報います。
5. 意欲ある挑戦を支援し、働き甲斐と豊かな人生の実現に努めます。

【行動指針】

まずお客様 聴いてみよう ~ 求める価値を、次代の足音を  
わくわく技術 育てよう ~ 力あつめてスピーディーに  
地球の未来 守っていこう ~ 環境を、生命を  
きらきら利益 生み出そう ~ みんなのために、明日のために  
夢いきいき チャレンジしよう ~ 事業の革新に、自らの革新に

当社は、上記の経営理念、行動指針を踏まえ、豊かで持続可能な社会実現のための新たな価値の提供を目指しています。

全地球規模で、地球温暖化、人口増加による食料不足、資源・エネルギーの枯渇などの長期的課題が深刻化する中、持続可能な社会に向けて化学素材分野でのイノベーションへの期待は、益々大きくなっています。これらの課題に対応するため、当社は「ライフ・ヘルスケア」「電子・情報」「環境・エネルギー」の目指す3分野で、新技術・新製品の開発に取り組んでいます。

なお、中期経営計画の概要は当社ホームページで開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1「基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書「1「機関構成・組織運営等に係る事項」【取締役報酬関係】の報酬の額又は算定方法の決定方針の開示内容に記載しておりますので、ご参照ください。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社では、経営陣幹部の選任と取締役および監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、それぞれの知識・経験、人格・識見等を総合的に勘案し、その職務と責任を全うできる適任者を選任または指名する方針としております。この方針に基づき、取締役候補者については、指名委員会が審議のうえ、取締役会において、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会の同意を得て取締役会で決定いたします。なお、監査等委員会は、監査等委員である取締役以外の取締役の選任、報酬についての意見を決定いたします。

取締役を解任すべき事情が生じた場合(法令・定款に違反する不正な行為を行った場合、職務の能力を欠き著しく不適任である場合、健康悪化により職務の執行に支障がある場合など)には、指名委員会が審議のうえ、取締役会において、取締役の解任提案を決定いたします。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役および監査等委員である取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役および監査等委員である取締役候補者の選任理由は、株主総会招集通知の参考書類に記載しております。

#### 【補充原則3-1 サステナビリティについての取り組み、人的資本や知的財産への投資等】

<サステナビリティについての取り組み>

当社は、これまでのCSR活動をSDGsを含むESG(環境・社会・ガバナンス)の観点から見直し、外部ステークホルダーのご意見・評価をもとに、最終的に11項目のマテリアリティを特定いたしました。これを「豊かで持続可能な社会実現のための新たな価値の提供」「事業基盤の強化」「レスポンスフル・ケア活動の推進」の3つに大別し、項目毎にKPI・目標値を設定いたしました。これに基づき、社内の各部門はそれぞれ活動を実施します。また、11項目のマテリアリティは定期的にレビューしてまいります。

詳細につきましては、当社ホームページのCSR情報のページをご覧ください。

<http://www.nof.co.jp/csr/policy.html>

また、当社グループは、バイオから宇宙まで幅広い分野で新しい価値を創造し、人と社会に貢献するという経営理念のもと、「CSR基本方針」「倫理行動規範」で、「人権の尊重」を明文化し、人権尊重の取組みを推進しています。当社グループは、グローバルに事業を展開するにあたり国連、国際労働機関(ILO)などによる人権に関する国際規範を支持、尊重し、企業活動全体において、人権を尊重する責任を果たすため、「日油グループ人権方針」を制定しております。

<http://www.nof.co.jp/company/ethical.html>

<人的資本や知的財産への投資等>

(1)人的資本への投資

当社が保有する最大の資産は人材であり、人材への投資は企業活動の核となる施策の一つと考えます。この考えは、経営理念である「意欲ある挑戦を支援し、働き甲斐と豊かな人生の実現に努めます。」に結びつき、従業員の意欲ある挑戦を能力開発システムにより支援します。

・能力開発システム

当社の能力開発システムは、各階層における、それぞれの課題にあわせた「階層別研修」、専門性向上や職務遂行における課題に応じた「課題別研修」、自己啓発支援プログラムから構成され、従業員の能力開発を多角的に支援しています。また、能力開発システムは、政策会議および取締役会において議論を重ねて、経営課題や経営戦略との整合性をはかりながらアップデートを行っています。

これにより、従業員一人ひとりの個性や職種に応じた能力開発を効果的に推進するとともに、従業員の挑戦を積極的に支援しています。

## (2) 知的財産への投資

### ・基本的な考え方

目指す方向であるライフ・ヘルスケア、電子・情報、環境・エネルギーの3分野へ積極的に経営資源を投入しています。経営戦略に基づく知的財産戦略を策定し、ビジネス環境が異なる3分野の状況に応じたポートフォリオの構築を行っています。他者の知的財産権に対しては、これを尊重し係争を未然に回避するため、定期的な特許調査を実施し、パテントクリアランスの確保を行っています。

### ・目指す3分野における知的財産状況

目指す3分野における知的財産のポートフォリオ構築にむけて、積極的に出願、権利化を図り、国内・海外ともに、近年、特許保有件数を大きく伸ばしました。特に事業のグローバル化に伴い、ライフ・ヘルスケア分野で海外特許保有件数の伸びが大きくなりました。

### <カーボンニュートラルへの対応>

現在当社グループは、2030年度のCO<sub>2</sub>排出量/売上高原単位を2013年度対比30%削減する目標を掲げて温室効果ガスの削減(低炭素化)の取り組みを継続しております。昨年10月の首相によるカーボンニュートラルの宣言を受け、現行の活動に併行して2050年のカーボンニュートラルへの対応について具体的な施策立案を開始しております。

当社グループは、各種化学品を製造して顧客企業の製品の原料として供給する「B to B ビジネス」を行う化学メーカーであり、排出する温室効果ガスの約9割は「エネルギー」に起因していることから、製造プロセスの低炭素化・脱炭素化を主軸に、温室効果ガスの削減対策に取り組んでいます。

### 【補充原則4 - 1 取締役会の経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、社内規定を設け、法令および定款により取締役会が決定すべき経営上の重要な事項以外の業務執行の決定については、経営陣に権限を委譲し、意思決定の迅速化を図っております。

### 【原則4 - 9 独立性判断基準】

当社は、社外取締役(監査等委員である社外取締役を含む。以下「社外役員」と総称する。)の独立性に関する判断基準を次のとおり定めております。社外役員候補者の選定にあたっては、会社法および東京証券取引所が定める基準に加え、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たす候補者を選定しております。

### (社外役員の独立性判断基準)

社外役員が次のいずれの項目にも該当しない場合、独立性を有すると判断する。

- (1) 当社グループを主要な取引先とする者(直近事業年度におけるその者の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。)またはその業務執行者(注1)
- (2) 当社グループの主要な取引先(直近事業年度における当社の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者をいう。)またはその業務執行者(注1)
- (3) 当社グループの主要な借入先(直近事業年度における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。)またはその業務執行者(注1)
- (4) 当社の主要株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接に保有している者をいう。)またはその業務執行者(注1)
- (5) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- (6) 当社グループから役員報酬以外に、多額(注2)の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、税理士、コンサルタント等
- (7) 当社グループから多額(注2)の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者(注1)
- (8) 当社グループの業務執行取締役(注3)、常勤監査等委員または常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合における、当該他の会社の業務執行者(注1)
- (9) 過去3年間に於いて、上記(1)から(8)までのいずれかに該当していた者

注1:業務執行者とは、会社法施行規則に定める業務執行者をいい、業務執行取締役、執行役および使用人を含む。

注2:多額とは、過去3事業年度の平均で個人の場合は1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超える額をいう。

注3:業務執行取締役とは、会社法に定める業務執行取締役をいい、代表取締役および業務を執行する取締役をいう。

### 【補充原則4 - 10 指名・報酬委員会の独立性に対する考え方・権限・役割】

本報告書 - 1「機関構成・組織運営等に係る事項」【任意の委員会】に記載しておりますので、ご参照ください。

### 【補充原則4 - 11 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、適切かつ迅速な判断を行うために、経営判断に必要な知識・経験・能力等を有する多様な取締役でバランス良く構成することを原則としております。指名委員会(独立社外取締役が委員長を務め、またその過半数を占めております。)は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の候補者選定にあたり、「取締役全体構成の調和」「多様性の維持向上」および「適正員数の維持」の観点による取締役体制の審議を行っています。また、社外取締役のキャリア・専門性等の多様性を考慮した上で複数の独立社外取締役を選出することで、新たな視点の導入、牽制・監督機能の強化を図っております。取締役の員数につきましては、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮される適切な員数を維持します。

上記の考え方にに基づき、当社は、指名委員会での審議を経て、取締役会の意思決定および監督機能の強化に必要である職務上のスキルを特定の上、一覧表を作成しております。本報告書末尾のスキルマトリックスをご参照ください。

### 【補充原則4 - 11 取締役の兼任状況】

株主総会招集通知の参考書類において毎年開示を行っております。

### 【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、年に1回、取締役会の実効性に関する分析・評価を行います。

当社は、2016年度から実効性評価を毎年実施しておりますが、2020年度は外部機関による質問票を用い、全取締役・監査役計11名を対象に、2020年度取締役会実効性評価アンケートを実施しました。

アンケートは、5段階評価と自由記載を組み合わせることで、定量評価と定性評価の両側面から、現状の把握と課題の抽出を図りました。回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保しました。また、質問票の集計、分析についても、客観性を確保し、今後の取締役会の実効性をさらに高めることを目的に外部機関に委託しております。

アンケートの質問事項(全30問)は次のとおりです。

- (1) 取締役会の役割・機能(全5問)

- (2) 取締役会の規模・構成(全4問)
- (3) 取締役会の運営(全5問)
- (4) 監査機関等との連携(全4問)
- (5) 社外取締役との関係(全3問)
- (6) 株主・投資家との関係(全3問)
- (7) 取締役会機能の今後の方向性(全1問)
- (8) 改善度(全1問)
- (9) 自由記載(全4問)

外部機関の集計、分析結果をもとに、同年4月および5月の取締役会で審議、評価いたしました。2020年度の実効性評価の結果と今後の改善点については、以下の通りです。

<2020年度の実効性評価の結果の概要>

当社取締役会は、社外役員に対し会社理解に必要な情報を提供していること、社外役員のキャリア・専門性等の多様性が一層向上し、自由闊達な意見交換がなされていることなど全体としては概ね適切に運営されていることを確認しました。

2019年度実効性評価で認識された課題のうち、経営トップの後継者計画については、取締役会でも従前より一歩踏み込んだ議論がスタートしたとの意見があるものの、全体として引き続き課題として認識すべきとの意見が多く出されました。

<今後の改善点>

引き続き課題と認識された経営トップの後継者計画については、取締役会の実効性をさらに高めていく観点から議論を深め、継続的に改善を図っていくことを確認しました。

【補充原則4 - 14 取締役のトレーニングの方針】

当社は、取締役がその機能を十分果たすため、就任時ならびに就任後継続的に、専門家の指導により会社法、コーポレートガバナンス、コンプライアンス等に関する知識、当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、各取締役に適切な機会を提供することとしております。

【原則5 - 1 株主の皆様との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主の皆様との建設的な対話を促進するための取組みを進めております。

- ・取締役または執行役員をIR委員長に指名しております。
- ・経営企画、経理財務、法務広報部門等からなるIR委員会を設置し、情報開示および株主の皆様との対話に関する連携体制を整備するとともに、経理部IR室を設置しております。
- ・毎年、5月および11月に業績説明会を開催し、代表取締役社長から経営の現況を、IR担当から年度決算および第2四半期決算の内容について説明しています。
- ・当社ウェブサイト上に「IR情報」欄を設け、決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、業績説明会資料、株主総会招集通知、決議通知等を掲載するとともに、問合せ窓口を設置しております。
- ・ステークホルダー等から得られた情報は、経理部IR室が集約し、取締役に適宜報告しています。
- ・株主の皆様との対話においては、社内規定の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理しております。また、当社では、決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」を設定しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 20%以上30%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,984,700	12.04
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,575,500	5.52
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	3,145,400	3.79
明治安田生命保険相互会社	3,128,300	3.77
株式会社みずほ銀行	2,889,221	3.48
日油親栄会	1,937,795	2.33
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	1,749,628	2.11
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1,453,248	1.75
日油共栄会	1,354,975	1.63
野村信託銀行株式会社(投信口)	1,202,500	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

#### 補足説明

(1)2021年3月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、2021年2月26日現在で下記のとおり当社の株式を所有する旨が記載されておりますが、株式会社みずほ銀行を除き、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況には含めておりません。

(氏名または名称 / 保有株券等の数 / 株券等保有割合)  
株式会社みずほ銀行 / 2,889,221株 / 3.41%

みずほ証券株式会社 / 120,115株 / 0.14%  
みずほ信託銀行株式会社 / 51,400株 / 0.06%  
アセットマネジメントOne株式会社 / 2,464,100株 / 2.90%

(2)2021年3月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、2021年2月26日現在で下記のとおり当社の株式を所有する旨が記載されておりますが、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況には含めておりません。

(氏名または名称 / 保有株券等の数 / 株券等保有割合)  
フィデリティ投信株式会社 / 7,295,600株 / 8.60%

(3)2020年8月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2021年7月31日現在で下記のとおり当社の株式を所有する旨が記載されておりますが、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況には含めておりません。

(氏名または名称 / 保有株券等の数 / 株券等保有割合)  
野村アセットマネジメント株式会社 / 4,244,500株 / 5.00%

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
宇波 信吾	他の会社の出身者													
林 いづみ	弁護士													
伊藤 邦光	公認会計士													
相良由里子	弁護士													
三浦 啓一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

<p>宇波 信吾</p>		<p>社外取締役宇波信吾氏は、2011年4月まで、当社の取引銀行であるみずほ信託銀行株式会社の業務執行者でありました。</p>	<p><b>選任理由</b>  同氏は、金融界における豊富な経験と高い見識・能力を有しています。また、複数の会社の経営を担うなど、企業経営に関し幅広い経験と知見を有しています。上記の理由から今後、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の職務を果たしていただけると判断し、選任しております。</p> <p><b>独立役員として指定した理由</b>  同氏は、過去、当社の取引銀行であるみずほ信託銀行株式会社の業務執行者でありましたが、2021年3月期における当社の金融機関からの借入総額は、総資産額の3.7%と低く、また、当社は複数の金融機関と継続的に取引を行っており、特定の金融機関に依存していないことから、同行と当社との取引関係は、当社の業務執行の決定に対して、「主要な取引先」の該当基準である子会社・関連会社と同程度の影響を与えないものと判断し、選任しております。</p> <p>以上のことから、当社は、一般の株主の皆様との利益相反の生ずるおそれがないものと判断し、同氏を独立役員に指定しました。</p>
<p>林 いづみ</p>		<p>社外取締役林いづみ氏は、桜坂法律事務所のパートナーであり、株式会社ウェザーニューズの監査役であります。</p>	<p><b>選任理由</b>  同氏は、弁護士として企業法務に精通しているほか、知的財産や企業コンプライアンス等に関する高度な知見を有しており、当該観点から取締役会において積極的にご発言いただくなど、当社の社外監査役として業務執行に対する監査・監督等適切な役割を果たしていただきました。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から今後、専門的知見に基づき当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の職務を果たしていただけると判断し、選任しております。</p> <p><b>独立役員として指定した理由</b>  同氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。同氏は、桜坂法律事務所のパートナーですが、同法律事務所と当社との間に顧問関係その他の法律事務の委任関係はありません。過去3年間において、当社の同法律事務所への支払い実績はありません。</p> <p>以上のことから、当社は、一般の株主の皆様との利益相反の生ずるおそれがないものと判断し、同氏を独立役員に指定しました。</p>

伊藤 邦光			社外取締役伊藤邦光氏は、伊藤会計事務所 の代表であります。	<p>選任理由 同氏は、会計税務に精通しており、当該観点から取締役会において積極的にご発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただきました。また、報酬委員会の委員長および指名委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、積極的に意見を述べていただきました。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から今後、専門的知見に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけると判断し、選任しております。</p> <p>独立役員として指定した理由 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。同氏は、伊藤会計事務所の代表であります。同氏は、伊藤会計事務所との間に顧問関係その他の会計税務の委任関係はありません。当社の同会計事務所への支払い実績はありません。</p> <p>以上のことから、当社は、一般の株主の皆様との利益相反の生ずるおそれがないものと判断し、同氏を独立役員に指定しました。</p>
相良由里子			社外取締役相良由里子氏は、中村合同特許法律事務所のパートナーであり、株式会社東京精密の監査等委員である取締役であります。	<p>選任理由 同氏は、弁護士として高い専門性とグローバルな知見を持ち、また弁理士として知的財産に関する深い見識を有しています。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から今後、専門的知見に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけると判断し、選任しております。</p> <p>独立役員として指定した理由 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。同氏は、中村合同特許法律事務所のパートナーであります。同氏は、同法律事務所と当社との間に顧問関係はありません。当社の同法律事務所への支払い実績は過去3年間の平均で約30万円です。</p> <p>以上のことから、当社は、一般の株主の皆様との利益相反の生ずるおそれがないものと判断し、同氏を独立役員に指定しました。</p>
三浦 啓一			社外取締役三浦啓一氏は、東ソー株式会社の取締役であります。	<p>選任理由 同氏は、太平洋セメント株式会社の経営に携わり、研究企画等に関し豊富な経験と高い見識・能力を有しています。また、化学業界で社外取締役を務めており、幅広い経験と知見を有しています。上記の理由から今後、経営者としての豊富な経験と高度な技術的知見に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけると判断し、選任しております。</p> <p>独立役員として指定した理由 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。また、同氏は、過去、太平洋セメント株式会社業務執行者でありましたが、同社と当社との間に取引関係はありません。</p> <p>以上のことから、当社は、一般の株主の皆様との利益相反の生ずるおそれがないものと判断し、同氏を独立役員に指定しました。</p>

## 【監査等委員会】



	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

#### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する組織として「監査等委員会室」を設置し、適正な知識・能力・職務経験を有する監査等委員会スタッフを配置しています。なお、当該スタッフの取締役および上位職位者からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保するため、当該スタッフの任命・異動等、人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とするものとしています。

#### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査等委員会、会計監査人および内部監査部門は、それぞれの監査計画、監査結果の共有等により、情報交換を行うとともに、定期的に会合を持つなど、相互の連携を図っております。  
 ・監査等委員会は、内部統制に関して、内部監査部門から監査報告を受けるとともに、必要に応じて調査を求め、また具体的な指示をしております。また、RC(レスポンシブル・ケア)およびリスク管理に関して、管轄各委員会への出席、各委員会内部監査機関による内部監査への同席、各委員会内部監査機関からの監査結果報告の聴取・意見交換などを通じて、適切な連携を図っております。

### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

#### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	6	0	1	5	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	6	0	1	5	0	0	社外取締役

#### 補足説明 更新

当社は、取締役の指名・報酬について審議し、取締役会の監督機能の向上およびコーポレートガバナンス体制の強化を図るため、2018年12月1日付で取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会および報酬委員会を設置しました。

指名委員会は、取締役会の諮問を受け、取締役の選任・解任に係る事項ならびに代表取締役社長の候補者とその育成計画に係る事項等を審議し、取締役会に答申します。

報酬委員会は、取締役会の諮問を受け、取締役の報酬に係る事項を審議し、取締役会に答申します。

両委員会とも、独立社外取締役が委員長を務め、独立社外取締役5名と社内取締役1名で構成されており、独立性・客観性を確保しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

#### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす全ての社外役員を独立役員として指定しております。

社外役員の独立性判断基準については、本報告書 1.【原則4-9独立性判断基準】に記載しておりますので、ご参照ください。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

## 該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、当社経営理念に基づき、持続的成長と中長期的な企業価値向上を促進し、適切な報酬水準により業績等の成果に報いるものとするの方針を定めており、2019年度より取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。)および役付執行役員に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

## ストックオプションの付与対象者

## 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

#### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明

2021年3月期における取締役および監査役の報酬等の額は以下のとおりです。なお、当社は2021年6月29日の定時株主総会の承認を経て、監査等委員会設置会社へ移行しており、本報告書更新日現在において監査役を選任しておりません。

取締役： 13名 248百万円(うち社外取締役3名17百万円)  
監査役： 5名 43百万円(うち社外監査役3名16百万円)  
合計： 15名 292百万円(うち社外役員6名34百万円)

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、当社経営理念に基づき、持続的成長と中長期的な企業価値向上を促進し、適切な報酬水準により業績等の成果に報いるものとしています。また、その決定は、公正で透明性のあるプロセスを経て行うものとしています。この方針の下、固定報酬および賞与、株式報酬により構成し、インセンティブを持たせるため、三分の一以上の支給割合を目安とする業績に連動する報酬(賞与、株式報酬)を定めております(社外取締役および監査等委員である取締役に関しては固定報酬のみとなります)

#### (固定報酬)

取締役の固定報酬の算定方法等は、報酬委員会で審議の上、2019年6月26日開催の取締役会で決議しております。取締役の個人別の固定報酬額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、報酬委員会による審議を経て、取締役会で決議しております。

#### (賞与)

取締役(社外取締役を除く)の賞与の算定方法等は、当社グループの業績評価に関する重要指標である連結営業利益を基礎としており、報酬委員会で審議の上、2019年6月26日開催の取締役会で決議しております。

#### (株式報酬)

当社は、執行役員を兼務する取締役(社外取締役を除く)および役付執行役員(以下「取締役等」という。)の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規則に基づき、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。なお、取締役等に付与されるポイントは当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数に応じた当社株式等が退任時に支給されます。

なお、役位、業績達成度等を勘案する当該算定方法等は、報酬委員会で審議の上、2019年6月27日開催の取締役会で決議しております。

### 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役および監査等委員である社外取締役の業務の補助は、それぞれ主に秘書室および監査等委員会室が担当し、経理部および人事・総務部がこれをサポートしております。また、取締役会議案に対する適切な理解のために、必要に応じて担当部門または常勤監査等委員が社外取締役および監査等委員である社外取締役に対して、議案の詳細参考情報を事前説明しております。

### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

## 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	-------	------	---------------------------	--------	----

大池弘一	特別顧問	業界団体、公益財団法人における活動等	非常勤・報酬有	2018/06/28	1年
小林明治	特別顧問	業界団体における活動等	非常勤・報酬有	2020/06/26	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 2名

その他の事項

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

現状の体制の概要>

・当社は、事業環境の変化に的確かつ迅速に対応する経営体制を構築するため、2000年に執行役員制度を導入し、経営の意思決定機能と業務執行機能とを分離することにより、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を図るとともに、代表取締役の授権に基づく業務執行体制の効率化を図っております。2021年には、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を保有すること等により取締役会の監督機能を一層強化し、また機動的な意思決定を可能とすることで経営の効率性を高め、コーポレートガバナンスのさらなる向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行し、独立性を有する社外取締役(監査等委員を含む)を5名選任しております。

・取締役会は、社外取締役を含む10名で構成され、毎月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款および取締役会規則に定める重要事項を決定するとともに業務執行の状況を監督しております。

・また、会社の全般的な業務執行方針や重要な業務の実施に関する審議機関である経営審議会(執行役員を兼務する取締役、常勤監査等委員、関係部門長等を構成メンバーとしています)、経営判断の迅速化のため、週1回開催される政策会議(執行役員を兼務する取締役、役付執行役員等を構成メンバーとします)を設けています。取締役会への重要事項の付議に際しては、経営審議会または政策会議の事前審議を経ることにより的確な意思決定を図っております。その他、当社は、企業経営および日常の業務執行に関して、随時、弁護士、公認会計士などの専門家から経営判断の参考とするためのアドバイスを受けております。

・取締役の指名・報酬に関しては、2018年12月1日付で取締役会の任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会を設置しました。両委員会とも独立社外取締役が委員長を務め、独立社外取締役が過半数を占めます。指名委員会は、取締役会の諮問を受け、取締役の選任・解任に係る事項ならびに代表取締役社長の候補者とその育成計画に係る事項等を審議し、取締役会に答申します。報酬委員会は、取締役会の諮問を受け、取締役の報酬に係る事項を審議し、取締役会に答申します。

・また、コンプライアンス、リスク管理、レスポンスブル・ケア、品質管理等に関し専門委員会を設置し、リスク管理体制を整備しております。

・上記執行体制に関し、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会が監督・監査を行うことにより経営のチェック機能の強化を図っております。

・会計監査人については、当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結のうえ、会計監査を受けております。2021年3月期において当社の会計監査業務を執行する公認会計士の氏名および継続監査年数は、以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 剣持 宣昭 1年

指定有限責任社員 業務執行社員 川脇 哲也 3年

なお、当社の監査業務にかかる補助者は、公認会計士7名、その他30名であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記のとおり、経営審議会、政策会議、各種専門委員会等による業務執行体制、リスク管理体制を整備し、これらに基づき、取締役会が重要事項の決定を行うとともに業務執行の状況を監督しております。これらに対し、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会が監督と監査を行うことにより経営のチェック機能の強化を図っており、経営監視機能は十分に機能していると考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日21日前に招集通知を発送しております。また、2021年6月29日開催の定時株主総会につきましては、招集通知の発送に先駆け、東京証券取引所、株式会社ICJおよび当社のウェブサイト招集通知を5月31日(月)に掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の日時は、監査日程および招集手続に要する時間あるいは株主の皆様の十分な検討時間の確保等を考慮して決定しています。
電磁的方法による議決権の行使	2010年6月29日開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2010年6月29日開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を東京証券取引所、株式会社ICJおよび当社のウェブサイトに掲載しております。2021年6月29日開催の定時株主総会につきましては、5月31日(月)に掲載しております。
その他	当社ウェブサイト上に「IR情報」欄を設け、招集通知、決議通知、臨時報告書(議決権行使結果)等を掲載しております。 <a href="http://www.nof.co.jp/ir/notice.html">http://www.nof.co.jp/ir/notice.html</a>

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーは、当社のウェブサイト( <a href="http://www.nof.co.jp/ir/notice.html">http://www.nof.co.jp/ir/notice.html</a> )に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、5月および11月に業績説明会を開催し(テレフォンカンファレンス等のリモート開催)、代表取締役社長から経営の現況を、経理部から年度決算および第2四半期決算の内容について説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト上に「IR情報」欄を設け、決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、決算説明会資料、招集通知、決議通知等を掲載しております。 <a href="http://www.nof.co.jp/ir/index.html">http://www.nof.co.jp/ir/index.html</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署(経理部IR室)を設置しております。	
その他	複数の機関投資家等と意見交換を行い、情報開示やIR活動の改善に取り組んでいます。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明
------

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社は、グループの経営理念である「バイオから宇宙まで幅広い分野で新しい価値を創造し、人と社会に貢献する」ことが、事業活動を通じたCSRであると考えています。          CSRにつきましては、CSR基本方針を制定し、代表取締役社長を委員長とするCSR委員会を中心となり、CSR活動を展開しております。          環境保全活動につきましては、当社は、「化学企業が社会の重要な一員として共生するには、全ての事業活動が、社会環境や自然環境と調和が図られ、社会から認識・評価され受容されるものでなければならない。」との基本認識の下、所属する全ての役員と従業員が遵守すべき方針として、RC(レスポンシブル・ケア)に関わる経営方針を定めて遵守し、社会から一層信頼される企業となるべく努めています。          また、RCに関わる経営方針に従ったRC規則を制定し、RC委員会を中心となり、活動を推進しております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社は、「金融商品取引法等の諸法令」および「東京証券取引所が定める適時開示規則」に従い、適時・適切な情報開示を行うとともに、株主・投資家の皆様に公平・公正な情報を開示するという方針を定めたディスクロージャーポリシーを策定しています。  <a href="http://www.nof.co.jp/ir/notice.html">http://www.nof.co.jp/ir/notice.html</a></p>
<p>その他</p>	<p>当社は、「従業員の安全と健康の確保、快適な職場環境づくりが企業の持続的な成長の基盤である」との考えのもと、快適な職場環境づくりやメンタルヘルスケアに取り組んでいます。          その結果、経済産業省より優良な健康経営を実践している企業として「健康経営優良法人2021」に認定されています。          また、従業員のワーク・ライフ・バランスを重視し、多様な働き方を支援するため、妊娠・出産、育児、介護それぞれに応じた各種制度を導入しています。労働時間の削減に向けた取り組み、年次有給休暇の取得推奨、リフレッシュ休暇制度や定時退社奨励日の設定、育児支援プログラムの導入など、いきいきと働くことができる環境の整備を進めています。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【当社およびグループ会社が業務の適正を一層強固に確保できる内部統制体制】

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針は、次のとおりです。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項については、取締役会で決議する。
  - (2) 取締役および使用人は、日油倫理行動規範に基づき企業倫理を遵守する。
  - (3) コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの全社的推進を図る。
  - (4) コンプライアンス委員会事務局は、コンプライアンスに関し、使用人が直接通報・相談できる窓口業務を担当する。なお、通報者に対して不利益な扱いはしない。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務の執行に関する文書等の情報は、法令および文書取扱規則ならびに情報セキュリティ管理規則等の社内規定に基づき保存・管理する。
  - (2) 取締役の職務の執行に関する電子媒体情報については、セキュリティシステムにより不正アクセスなどによる漏洩を防止する。
  - (3) 取締役、または取締役から指名された使用人は、いつでも文書ならびに電子媒体情報の閲覧と謄写ができる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 経営リスクについては、リスク管理委員会、レスポンスブル・ケア委員会、品質管理委員会などの各専門委員会において分析や対応策の検討を行い、CSR委員会に報告する。CSR委員会は、コンプライアンス、情報の管理、環境・安全、リスクの網羅性の確認・評価など様々な経営リスクの集約評価を実施し、必要に応じて取締役会で審議する。
  - (2) 非常事態が発生した場合は、非常事態対策規則に基づき、非常事態対策本部を設置し、人的安全を確保し、経済的損失を最小に留める体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて適宜開催し、経営および業務執行に関する重要事項について決議する。
  - (2) 取締役会の決議を経るとまのない緊急を要する重要案件が発生した場合、法令・定款に違反しないかぎり、適宜対処し、次回の取締役会で承認を得る。
  - (3) 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、夫々の機能強化のため執行役員制度を採用する。
  - (4) 取締役および使用人は、職制規則等の社内規定を遵守する。
  - (5) 取締役および使用人が共有するグループ全体の目標を定め、この浸透を図ると共に、これに基づく中期経営計画を策定し、取締役会で決議する。また、年度計画については、中期経営計画を基準に策定し取締役会で決議する。
  - (6) 経営判断の迅速化のため、政策会議を原則週1回開催する。
5. 当社およびグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社は、当社が策定した経営理念および行動指針をグループ会社に浸透させ、事業活動を推進する。また、グループ会社は当社が策定する中期経営計画の基本方針および年度方針に則して方針を策定する。
  - (2) 当社は、関係会社管理規則に基づきグループ会社に経営管理を実施し、業務執行状況・財務状況等の報告を定期的に求める。
  - (3) 当社およびグループ会社の財産や損益に多大な影響を及ぼすと判断される重要案件については、当社取締役会の承認を受ける。
  - (4) 当社は、グループ会社のリスク管理に関して、関係会社管理規則に基づきモニタリング等を実施するとともに、リスク管理委員会、レスポンスブル・ケア委員会、品質管理委員会などの各専門委員会において分析や対応策の検討を行い、CSR委員会に報告する。CSR委員会は、コンプライアンス、情報の管理、環境・安全、リスクの網羅性の確認・評価など様々な経営リスクの集約評価を実施し、グループ会社に対し、各専門委員会を通して必要に応じて助言等を行う。
  - (5) グループ会社の内、グループ業績への影響度の高い会社は、経営上の重要事項に関して、当社と協議するものとし、当社経営幹部会議に出席し、グループ全体の業績状況を把握する。
  - (6) 当社は、グループ全体の効率的な業務運営に必要な情報交流の場として、毎年1回関係会社会議を開催する。
  - (7) 当社は、法令違反等を未然に防止する体制として、当社およびグループ会社の使用人が直接通報・相談できる内部通報窓口を整備する。
  - (8) 当社は、グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、グループ会社に対し法令・諸規定の遵守状況について報告を求め、必要に応じて助言等を行う。
  - (9) 内部統制室は、当社およびグループ会社の業務監査を定期的実施する。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
  - (1) 監査等委員会直属の組織として監査等委員会室を設け、同室に監査等委員会の職務を補助する使用人を配置する。
  - (2) 監査等委員会の職務を補助する使用人は、必要な知識・能力を備えた者を配置する。
  - (3) 監査等委員会の職務を補助する当該使用人は、取締役および上位職位者の指示命令を受けない。
  - (4) 監査等委員会の職務を補助する使用人については、当該使用人の取締役および上位職位者からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命・異動等、人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とする。
7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制ならびにグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告する体制その他監査等委員会への報告に関する事項
  - (1) 当社の取締役および使用人は、取締役会・経営審議会等での決定に基づく業務執行の結果のうち、重要なものについては、監査等委員会に報告する。
  - (2) 当社の取締役および使用人は、重大な法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査等委員会に報告する。
  - (3) グループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査等委員会に報告する。
  - (4) 内部統制室は、業務監査計画および業務監査の結果について、定期的に監査等委員会に報告する。
  - (5) 監査等委員会が取締役の職務遂行状況を把握するため、監査等委員が取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席し、また、議事録、稟議書等の業務執行の決定にかかる重要な書類の閲覧を行う体制を確保する。
8. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (1) 当社は、監査等委員会に報告をした者に対して不利な取扱いを禁止する体制を確保する。
9. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還または負担した債務の弁済の請求を受けた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

10. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、監査等委員会にて定める監査等委員会監査等基準に従って監査を実施し、必要の都度、内部統制室等に対して調査等の指示を行い、取締役と協議して監査の実効を高める。

(2) 会計監査人は、監査計画と監査結果を定期的に監査等委員会に対して報告する。また、監査等委員会は必要に応じて会計監査人や当社の各部門およびグループ会社と情報交換や意見交換を行う。

(3) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査等の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換して、相互認識と信頼を深める。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制室は、当社およびグループ会社の財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、財務報告に関わる内部統制システムの整備および構築を行い、財務報告に関わる重要なプロセスの統制活動の強化を図る。

【内部統制体制の整備状況】

当社では、内部統制体制を着実に整備し、また継続的に改善に取り組んでいます。

・新型コロナウイルス感染症への対応として、非常事態対策本部を設置し、事業継続に影響を与えるリスク等重要リスク管理の強化を実施しています。

・これに基づき、従業員に対し検温、マスク着用、手洗いうがいなどの感染予防を徹底しています。また、ワーク・ライフ・バランスの観点から導入した在宅勤務制度の活用、また時差出勤など勤務に関する対応を実施しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「当社およびグループ会社が業務の適正を一層強固に確保できる内部統制体制」の一環として、反社会的勢力排除に向け、以下のとおり取り組んでおります。

### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、日油倫理行動規範において、反社会的勢力排除に向けた基本方針として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる態度、行動をとり、一切関わらない旨を定め、全ての取締役、監査役、執行役員等および使用人への周知徹底を図っております。また、当社は、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、社内外に反社会的勢力との決別を宣言しております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

#### (1) 対応統括部署の設置状況

当社は、コンプライアンス委員会事務局を反社会的勢力による不当要求に関する通報・相談窓口としての対応統括部署として定め、個人による判断を排除し、当社およびグループ会社の取締役、監査役、執行役員等および使用人を孤立させず、組織的に対応する体制を構築しております。

#### (2) 外部の専門機関との連携状況

当社は、加盟する社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会または所轄警察署組織犯罪対策課への通報および照会、また、必要に応じ、顧問弁護士への相談を行うと共に、これら外部専門機関から対応策に関する指導を受け、適正かつ適切な措置を講じております。

#### (3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

コンプライアンス委員会事務局は、反社会的勢力の特定に用いるため、反社会的勢力に関する情報に関し、加盟する社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会から提供される各種資料、地区特殊暴力防止対策協議会における提供情報、報道記事、当社およびグループ会社内の相談事例等を収集し、一元管理しております。

#### (4) 研修活動の実施状況

当社は、社員教育プログラムに倫理行動規範の教育を組み入れ、新入社員研修、階層別研修等のあらゆる機会を通じて周知徹底を図っております。また、コンプライアンス委員会は、当社およびグループ会社へのコンプライアンス啓発活動を行っております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、投資者に適時適切な会社情報の提供を行うため、金融商品取引法等の諸法令、東京証券取引所の適時開示規則および社内規定（内部者取引防止規則）に従って、以下のとおり適時開示を行っております。

#### 1. 決定事実に関する情報および決算に関する情報

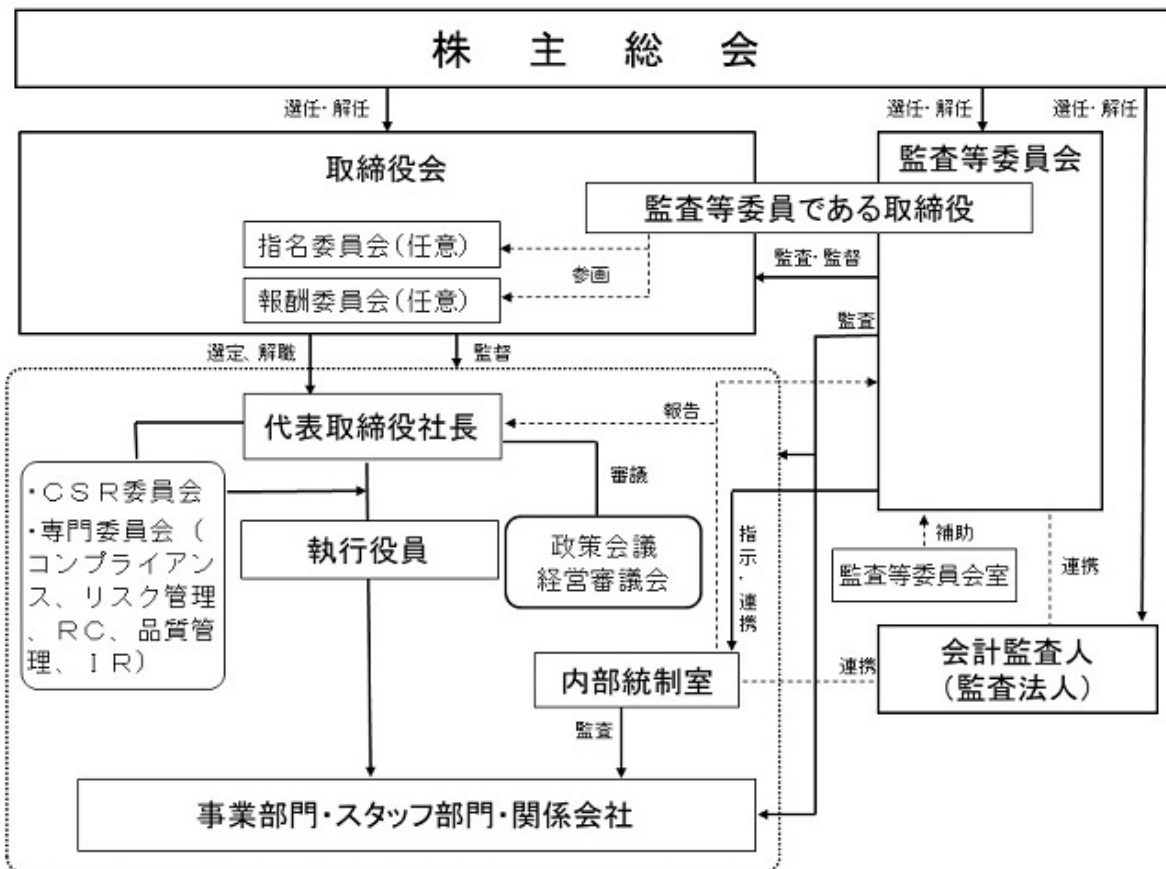
決定事実に関する情報および決算に関する情報については、毎月開催される定例取締役会または経営審議会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、迅速な決定を行っております。決定事実に関する情報および決算に関する情報については、東京証券取引所の適時開示規則に従い、開示が必要か否かを検討し、開示が必要となる情報については迅速に開示を行っております。

#### 2. 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報については、当該事実が発生したことを認識した部門の長から情報取扱責任者（人事・総務部長）に対し直ちに報告されます。情報取扱責任者（人事・総務部長）は、報告された情報が東京証券取引所の適時開示規則に従い、開示が必要か否かを検討し、開示が必要となる情報については、迅速に開示を行っております。

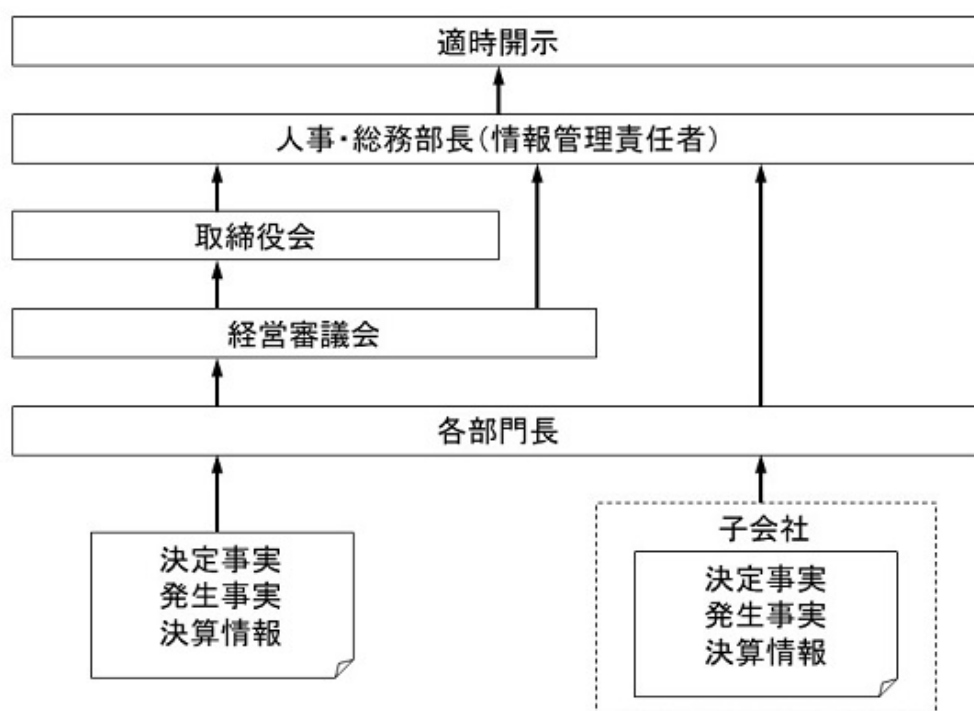
#### 3. 子会社に関する情報

子会社に係る決定事実に関する情報および決算に関する情報ならびに発生事実に関する情報については、子会社の長から当該子会社を管轄している当社管轄部門の長に対し直ちに報告されます。報告を受けた管轄部門の長は、情報取扱責任者（人事・総務部長）とともに、当該情報の内容検討を行い、東京証券取引所の適時開示規則に従い、開示が必要となる情報については、迅速に開示を行っております。





## 適時開示体制の概要についての模式図



### スキルマトリックス

	宮道建臣	前田一仁	美代眞伸	山内一美	宇波信吾	林いづみ	宮崎恒春	伊藤邦光	相良由里子	三浦啓一
	兼代表取締役社長 兼社長執行役員	兼代表取締役 兼専務執行役員	取締役兼常務執行役員	取締役兼執行役員 設備・環境安全統括室長	社外取締役	社外取締役	取締役・監査等委員	社外取締役・監査等委員	社外取締役・監査等委員	社外取締役・監査等委員
(1)企業経営、経営管理、DX	●	●	●		●		●			●
(2)R & D、品質・生産技術		●		●			●			●
(3)営業・マーケティング、SCM	●	●	●				●			
(4)海外事業、グローバル		●	●	●		●		●	●	
(5)法務・ESG、環境・安全、人事労務	●			●	●	●			●	●
(6)財務・会計	●				●			●		

●印は、各取締役に特に期待されるスキルを示しております。

上記一覧表は、各人が有する全ての職務上のスキルを示すものではありません。